

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 総則の修正

一 食料安全保障の確保に関する基本理念関係

1 食料自給率の向上の明記

(第二条第二項関係)

国民に対する食料の安定的な供給について、国内の農業生産の増大を図り、食料自給率を向上させることを基本とする旨を明記すること。

2 人口動態に係る表記の削除

(第二条第四項関係)

食料の供給能力の確保の重要性に関し、「国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては」との文言を削り、人口動態にかかわらない旨を明確にすること。

3 食料の供給能力の「維持」の「維持向上」への修正

(第二条第四項関係)

国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、食料の供給能力の「維持」ではなく「維持向上」が図られなければならないとすること。

二 環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念関係

農業生産活動の自然環境の保全等に寄与する側面の明記

(第三条関係)

食料システムについては、食料の生産の段階において農業生産活動に自然環境の保全等に大きく寄与する側面がある旨を明記すること。

三 農業の持続的な発展に関する基本理念関係

1 人口動態に係る表記の削除

(第五条第一項関係)

農業をめぐる情勢の変化の例示である農業者の減少の要因について、「人口の減少に伴う」との文言を削り、人口動態に限られない旨を明確にすること。

2 農業所得の確保による農業経営の安定の追加

(第五条第一項関係)

持続的な農業生産活動が可能な農業所得の確保による農業経営の安定が図られるべき旨を追加すること。

四 農村の振興に関する基本理念関係

農村の振興の意義等の明記

(第六条関係)

農村について、「食料の安定的な供給を行う基盤たる役割を果たしていること」、「国民に多くの

恵沢をもたらす農業の有する多面的機能が發揮される場であること」及び「就業機会の増大につながる多様な産業を生み出す地域の資源を有する場であること」との意義並びに豊かで良好な地域社会が維持されるべきことを明記するとともに、「産業の振興」によりその振興が図られなければならない旨を追加すること。

第二 基本的施策の修正

一 食料・農業・農村基本計画の目標の達成状況についての審議会の意見聴取等の追加

(第十七条第七項及び第八項関係)

食料・農業・農村基本計画に定める目標の達成状況に係る調査結果について、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならないこととし、その意見を付して、国会に報告するとともに、インターネット等により公表しなければならない旨を追加すること。

二 農業の持続的な発展に関する施策関係

1 多様な農業者の役割の明記

(第二十六条第二項関係)

望ましい農業構造の確立について、効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な農業者が地

域の農業及び農地の確保において果たす役割を明記すること。

2 「畑地化」の文言の削除 (第二十九条関係)

農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策の例示から、水田の「畑地化」を削ること。

3 有機農業の促進の明記 (第三十二条第一項関係)

農業生産活動における環境への負荷の低減に資する技術を活用した生産方式の例示として、有機農業を明記すること。

4 障害者である農業者の活動の促進の追加 (第三十五条関係)

その行う農業に関する活動を促進すべき者に、障害者である農業者を追加すること。

5 種子の公共育種事業に関する規定の追加 (第四十二条第四項関係)

地方公共団体がその地域における重要な農産物の種子を生産し、供給する体制の整備を国が行う旨の規定を追加すること。

三 農村の振興に関する施策関係

1 「地域の資源を活用した」産業の振興の明記 (第四十三条第二項関係)

農村の総合的な振興について、「農村との関わりを持つ者の増加に資する」産業の振興に限定せず、「地域の資源を活用した」産業の振興を推進するものとする事。

2 地域社会の活力の向上の追加

(第四十五条関係)

地域の資源を活用した事業活動の促進の目的に、地域社会の活力の向上を追加すること。